

第 2 回定例教育委員会 会議録

開催月日 令和2年4月22日（水）

開催時間 午前 9 時 00 分から午前 9 時 25 分まで

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育長 齊木 邦彦
教育長職務代理者 武者 稚枝子
教育長職務代理者 三塚 憲二
委員 松坂 浩志、佐藤 喜美子、岡部 和子

出席職員 教育次長 小林 厚
教育監 嶋崎 修
教育監 井上 耕史
理事 降旗 友宏
次長（総務課長） 小田切三男
義務教育課長 中込 司
総務課課長補佐 入倉 俊幸
総務課副主幹 河野 奈美

義務教育課
主幹・管理主事 渡辺 安人

傍聴人 0 名

報道 1 名

会議要旨

〔 教育長開会宣言 〕

1 議 案 な し

2 報告事項 な し

3 その他報告

(2) 令和3年度採用山梨県公立学校教員選考検査実施要項について

〔説明〕 義務教育課

三塚委員 日程の変更は今後のコロナ感染の状況によって日程の変更も可能なんですか。

中込課長 可能と言いますと、もしどうしてもであれば変更せざるを得ないと思っていますので・・・

三塚委員 何らかの方法を変えてやるということですか。それとも例えばコロナ感染が収まらないと。極端な話、緊急事態宣言がまだ続いているという状況があった場合には、そういったことも想定はしておりますよね、当然。その時には、例えば会場をもっと何カ所か広げてやるとかということを考えて、この日程で進めたいというふうな解釈でいいですか。

中込課長 そうですね。会場については今検討していきまして、もう少し会場を増やせないかということも今検討しております。ただ時期的にもまだ収束の見込みがなかなか立っていない状況になれば、少し遅らせるということも検討しなければなりませんので、そちらはホームページで期限を切って知らせるというふうなことを今考えております。

- 三塚委員 あともう1点。まだ今のところどのぐらいその教員の数が山梨県としては、今度また知事の話が出て来たりすると、どのぐらい人数が現状で足りないのでしょうか。
- 中込課長 退職者等、早期の退職も不確定要素になりますので、そちらを今見込んでいくわけですが、今年度小学校では141名採っております。来年度定数減、児童数には定数減もありますので、それとトータル的に勘案しまして、同程度か若干増えるかなぐらいの見込みではありますけれども、今最終の策定をしている段階でございます。
- 三塚委員 ありがとうございます。
- 佐藤委員 今年度の変更点の1と4のことなんですけど。4のほうの期採経験2年で、そちら見込みも含めてというふうにおっしゃられたんですけど、志願者が出願する時点で2年間満たしていれば・・・
- 中込課長 これまで見込みも含めて、例えば6月が受付ですので、その年に期間採用をやっていたら見込みということで3年だったんですけども、それを今年度から見込みでなくて実績で2年という形にしましたので、今まで見込みで3年だったんですが、それを数ヵ月切って実績2年という形で短縮したという形です。
- 佐藤委員 そうですか。あと産休代替も入るというふうに前回おっしゃっていて・・・
- 中込課長 含んでいます。
- 佐藤委員 その辺の日数はとても志願者自身もちょっと不安なところがあるかなというふうに思うんです。合わせて今年度志願が郵送による志願になったので、志願者はその辺のことをどのように把握していったらいいのかと多分悩まれるかなと思ったんですが。
- 中込課長 そこで当日確認をして、こちらで実績を確認していたんですけども、おっしゃるとおりちょっと曖昧なところもありますので、今年度は逆に実績になっていますので、対象になるかどうかは確定をその場でできますので、なるべく対応、受験者の方が迷わないようにということで対応したいと思えます。今1年を358日で計算しておりますので、ここに達するかということ、今年度はもう実績ですので、もう少し見込みとすれば明確に出るかなというふうに思っています。
- 佐藤委員 あと1点が、補欠合格者制度の新設ということで、名簿登載をされるというふうにおっしゃっていたんですけど、どの辺りまで搭載になるのか
- 中込課長 ある程度ラインを決めて、そこに達していれば採用するラインであるということの証明を基に名簿登載をするという形になると思います。
- 佐藤委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

- 武者委員 2点なんですけれども、今少子化ですとか、教員の受験者数の減少などもあって、こういった変更があると思うんですが、レベルが、どの教師もそうだと思うんですが、レベルの担保というのはどんなふうにして図る考えがあるのかということが1点と。
あともう一つは、やはり不合格者の立ち位置というか、今ここ数年で産休ですとか、あと介護の休暇等々が取りやすくなったり、制度的にはできたんですけれども、実際は現場で誰かがその代わり、休んでもいいけど誰かが代わりをというの、特に小中は各市町村というふうになってしまうんですね。そうなってくると、その市町村によっては人材がないというようなことがやはり現実問題があって、結局それがあつたために休めないという。
私、産婦人科なので妊娠するのを遅らせるとか、やっぱり来年妊娠したいと思っているから退職しようとかというふうに思われている方がとても多いという印象を受けるんですね。ですから、もしそういった名簿記載みたいな形で、ちょっとプールというか、その方に対してはちょっとあれかもしれないんですけれども、欠員が出た場合はできるだけ県としてまとめて各市町村に小中なんかも行けるような制度があるというふうにも常々思っているんですけど。ぜひそういったところ、これは質問というよりもお願いということで、県で何かそういうふうの一つ小中にこれだけの、こういうことを教えらる先生がいるよというのは、少し、多分できたらとても小中の先生方が助かる、何かあつた時に助かるんじゃないかな。どうしてもそれがあつると教頭先生ですとか、管理職のしわ寄せがひどくなつてしまつて、またそれで女性なんかが管理職に応募できないという、そういう悪循環になつているような気がしまして、ぜひそれをお願いしたいと思います。
- 中込課長 1点目のレベルということなんですけれども、こちらは方針とすれば応募者をまず増やすということが必要だと思つていまして、そういう点では昨年度から高校生、大学生対象に山梨で教員になろうということで、現職の教員が魅力ですとか、働き方ですとか、その辺のことを説明しまして、教職に興味を持ってもらつて目指していただくというふうな取り組みをしている状況でございます。
もう一つは、大学推薦ですね。これで他県の方も含めて意欲のある方、能力のある方を優先して採つていこうというふうな制度を進めている状況でございます。まず応募者を増やすということをやつていきたいなということを考えています。
- 岡部委員 一部免除のことについてお聞きしたいんですけども。期採の先生はその10年も勤めているわけじゃないので、1年間だけ2カ月でその校長が判断するわけですよ。でも管理主事が、よく面接で期採の先生いかがですかと聞いていただいたり、判断をABCとか付けていただいたり、よくしてくださつてはいるんですが、そういうところをしないでたった2カ月しかいかなかった先生に一応書いていただくということですね、推薦は、校長推薦は。
- 中込課長 校長が関わっている。
- 岡部委員 ということと。一部免除というところの一部免除はどういうようなものが免除かということをお教えください。
- 中込課長 この10年以上というのは、岡部委員がおっしゃるとおり校長が書きますけれども、校長が替われば当然2カ月なんですけども、地区でかなり実績を上げていますので、その辺のことも含めて書いていただくということと。おっしゃるように管理主事のほうにこれまでの蓄積を全部把握をしておりますので、そちらも含めて選考するという形で、必ずこれをやつているから対象になるということではなくて、応募した方の対象にならなければこの4番のほうの教職経験2年ということの一部免除のほうにしますので、10年以上やつたから必ずここにすることではないので、そこではまだこちらのほうの選考のほうもやつていくということでございます。
- 岡部委員 一部免除とは一次試験を免除することではないですね。
- 中込課長 これは一次試験の免除です。

- 岡部委員 一次試験の免除ですか。分かりました。ありがとうございました。
- 松坂委員 幾つか分からない点があるんですけど。今回の変更点の一番の趣旨って何であるのかというのが一つ。この内容で見ると単純に私の見方で見ると、教員の人員の確保をしたいという趣旨が見えていいのか。それであと経験者も含めた人員の確保と、大学推薦とか増やしているの、全体的に広く門を広げているというふうな趣旨になるのかという、その辺の今回の変更点の趣旨を教えてくださいの一つと。
それと4番と5番の違いがよくちょっと分からないんですけど、そこをちょっと教えていただきたいなと思います。
- 中込課長 1つ目の趣旨でございますが、こちらはご指摘のとおりまず人材の確保ということで、昨年度、特に小学校と特別支援学校の教員が約2倍ということで、これまで一番倍率が下がってきますので、そういう点では人員の確保ということを中心に考えておまして、そのために受験対象者を増やしていくというために門戸を広げるということで考えております。
2点目の4と5の違いですけれども、こちらは非常に区別が難しい状況でして、教職経験者を対象としたという括りで、今までもいわゆるD選考、Dという選考の中に一つの括りの中に入れておまして、4番がDの1ということで、Dの中を3つに分けておまして、Dの1で教職経験、期採経験2年の方に対して試験の一部、教職一般教養を免除すると。5番の前、前半のほうの期採経験10年以上、これがDの2ということで考えておまして、こちらは校長推薦、教職経験、期採経験10年以上の者に対して選考を基に、一次の免除ということで考えています。その子育てや介護という、これがDの3ということで考えておまして、こちらは子育てや介護等による離職された方が受験された場合には、一次試験の一部免除ということで考えております。Dの2、先ほどDの2の10年以上の校長推薦というものですが、こちらはそれほど対象者が多くないということですので、毎年やるということは現在想定していませんので、各年というか、数年に1回ということも今考えておりますので、今回やったところで次何年後にやるかということところはちょっとまだ確定はしていません。
- 松坂委員 はい、分かりました。
1点だけ、その4番と5番の違いが、非常にちょっと分かりにくいと思っ
ているところと。それと2年で特別選考の対象にしますというふうなこと
ではなくて、2年の人も先生たちの推薦みたいなものが採れるような形
を採ったほうが何かいいんじゃないかなというのは、ちょっと私の感じな
んですけど。何かそういうふうな、何かちょっと分かりにくいかなという
のが、正直ちょっと受ける点があるなと思います。
- 中込課長 今回の期採の2年の方のいわゆる推薦という形ですが、1年任用した段階で評価をいただいております、先ほど岡部委員がおっしゃったように校長の評価をいただきまして、その評価を基に翌年の採用をしておりますので、そこで2年目も当然採りますので、そこで2回の評価をしているということで、今ご指摘のとおり点はクリアできるかなということを考えています。
- 松坂委員 分かりました。はい、ありがとうございます。

【 了 知 】

〔 教育長閉会宣言 〕

以 上